

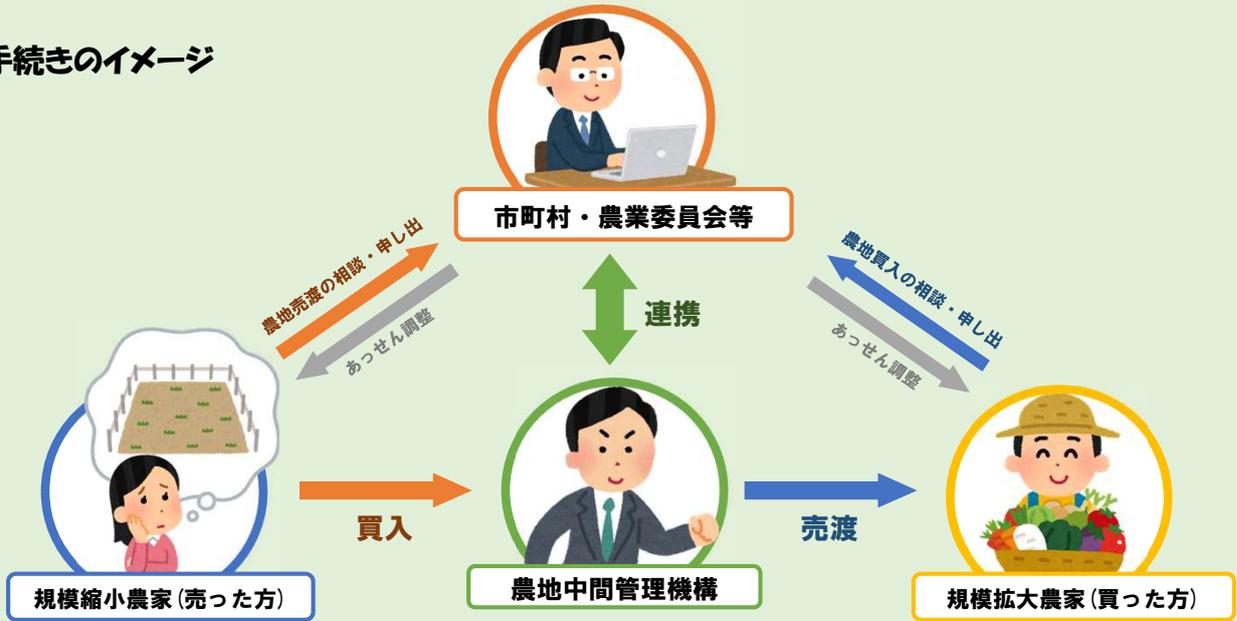
# 農地の売買をお手伝い!!!

## 農地売買等支援事業のご案内

### ●農地売買等支援事業とは

農業経営の規模拡大、農地の集団化を促進するため、農地中間管理機構が規模縮小農家等から農地を買入れて、規模拡大農家等に売渡す事業です。

### ●手続きのイメージ



### 農地を売った方のメリット

- 譲渡所得の特別控除により所得税等が軽減されます。(800万円、1,500万円)
- 契約書の作成や登記等の手続きは機構が行います。(事務手数料は買入価格×3.0%)
- 農地代金は、登記後速やかに支払います。

### 農地を買った方のメリット

- 登録免許税が軽減されます。(20/1000→10/1000に軽減)
- 不動産取得税が控除されます。(取得価格の1/3相当額控除)
- 契約書の作成や登記等の手続きは機構が行います。(事務手数料は買入価格×2.5%)

### ●300万円の農地を売り渡す場合(売った方)

■手取額 ■所得税等 ■事務手数料



公益財団法人  
群馬県農業公社  
(農地中間管理機構)  
☎ 027-251-1220

売買の安心なお手続き  
農地中間管理機構に  
お任せください!!



群馬県農業公社  
公式YouTubeチャンネルは

こちら

## 地域計画策定後又は令和7年4月からは 基盤法での売買手続きが廃止となります！！

- 地域計画策定後又は令和7年4月からは、農用地利用集積計画が廃止となり、農地法3条又は農用地利用集積等促進計画による手続きとなります。

### ●法改正について

農地売買の手続きが法改正により、変更となります。

- (1) 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画による所有権移転の廃止
- (2) 農地中間管理事業の推進に関する法律の農用地利用集積等促進計画による所有権移転が新設

※農地法による手続きは、従前のとおり。

【地域計画は令和5年4月から令和7年3月末までの間に策定】

改正法の施行日  
令和5年4月1日

経過措置は、地域計画策定・公告までの間

地域計画策定期限  
令和7年3月末

【区分】事務手続き方法／年度 ※機構＝農地中間管理機構（群馬県農業公社）	令和5年度	令和6年度	令和7年度
①農地法3条 【市町村】売り手⇒買い手 【機構】売り手⇒機構⇒買い手	○	○	○
②農用地利用集積計画 【市町村】売り手⇒買い手 【機構】売り手⇒機構⇒買い手	△経過措置	△経過措置	×廃止
③農用地利用集積等促進計画 【機構】売り手⇒機構⇒買い手	○	○	○

【 】は、事務手続きの実施者。③は機構で囑託登記が可能。（事務手数料は掛かります。）

### ●法改正の流れ

【イメージ図】

